

[事案 2024-270] 新契約無効請求

・令和7年6月25日 裁定終了

<事案の概要>

契約申込時には意思能力を有していなかったことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成28年9月に契約した豪ドル建利率変動型一時払積立終身保険について、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1)平成21年4月の交通事故により右脳が壊死してしまい、高次脳機能障害と同名半盲を患い、それぞれ精神障害者手帳2級と身体障害者手帳5級の2冊の手帳を持っている。そのため、簡単に人に騙されることがよくある。
- (2)募集人から、「絶対に儲かります。最初により多額のお金を預けておいた方がより儲かります」と長時間自宅に居座られて勧誘されたため、契約するに至ったが、契約内容を全く理解しておらず、意思能力を欠いていた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、当時加入していた保険が医療保険のみであり、その他の保障を充実させたいとの意向であったため、募集人は、当該医療保険を定期から終身に変更する提案をしたほか、がん保険の提案、死亡保障のある本契約の提案を行った。
- (2)募集人は、申立人が主張するような「絶対儲かる」等の断定的な説明をしていない。
- (3)募集人は、申立人から障害状態（高次脳機能障害）について一切聞いておらず、また、一連のやりとりを通じて申立人に当該障害があることを窺わせる事情はなかった。
- (4)申立人は、契約時、募集人に対し、「医療保険とがん保険の支払保険料と本契約の定期引出金を相殺して余った金額を受け取れないか」との質問をしている。申立人は、十分な判断能力を有し本契約の保障内容を十分に理解したうえで契約した

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張する事実等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。